

2020年9月3日

興和株式会社
代表取締役社長 三輪芳弘 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：松田
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL06-6920-2911/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

申入書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2005年12月3日に結成された消費者団体です。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

当団体は、貴社が販売する「カンゾコーワドリンク」及び「カンゾコーワ粒」（以下、これらの製品を総称して「カンゾコーワ」といいます。）の商品の容器、包材、テレビCM、ウェブサイト上の表示について検討した結果、貴社に対し、2019年8月28日付「お問い合わせ」を送付し、貴社から、同年9月25日付で回答をいただきました。また、同年12月2日付「再お問い合わせ」、2020年2月28日付「再々お問い合わせ」を送付し、いずれも期限内に回答をいただきました。対応いただきありがとうございます。

当団体においてこの間の貴社からの回答を検討した結果、不当景品類及び不当表示防止法上の問題がなお解決されないとの判断に至り、下記のとおり申入れをさせていただきます。

つきましては、本「申入書」に対する貴社の回答を、2020年10月2日までに、書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実かつ迅速な対応をお待ちしております。

なお、すでに貴社に連絡しておりますとおり、本「申入書」につきましては、公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「申入書」の内容、及びそれに対する貴社の回答の有無とその内容等は、すべて当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨お知りおきください。

記

1. 申入れの趣旨

貴社に対し、以下の（１）から（３）のとおり、カンゾコーワには、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能があると不特定かつ多数の一般消費者に誤認される表示を行わないことを求めます。

（１）貴社が製造・販売するカンゾコーワに関し、カンゾコーワの商品の容器、包材において、下記の各表示を行わないことを求めます。

- ① 「飲み会」を科学する 11 種類の成分
- ② 「飲み会」を科学する 11 種類の成分 POWER
- ③ 飲む前&後の POWER
- ④ よく飲む人に

（２）カンゾコーワに関し、カンゾコーワのテレビCMにおいて、下記の各表示（テレビCMに映るカンゾコーワの製品の外観に記載された文言を含みます。）を行わないことを求めます。

- ① 「飲み会」を科学する 11 種類の成分
- ② 「飲み会」を科学する 11 種類の成分 POWER
- ③ 飲む前&後の POWER
- ④ 医薬品メーカーが飲み会を科学しました
- ⑤ 医薬品メーカーが飲み会を科学した！
- ⑥ 飲むぞ！行くぞ！

（３）カンゾコーワに関し、貴社のウェブサイトにおいて、下記の各表示を行わないことを求めます。

- ① 「飲み会」を科学する 11 種類の成分
- ② 「飲み会」を科学する 11 種類の成分 POWER
- ③ 飲む前&後の POWER
- ④ よく飲む人に
- ⑤ 医薬品メーカーが飲み会を科学しました
- ⑥ 医薬品メーカーが飲み会を科学した！
- ⑦ 飲むぞ！行くぞ！
- ⑧ 飲むぞ！行くぞ！K a n z o ！
- ⑨ 「飲み会」を科学する。
- ⑩ 現代人の「飲み会」を多角的に研究し、厳選した 11 種類の成分を贅沢に配合しました。
- ⑪ 飲み会を科学して選び抜いた 11 種類の成分を配合し、飲み会前後の栄養バランスをサポートします。
- ⑫ 大事な飲み会前後の栄養バランスをしっかりサポート！
- ⑬ 今日は自分が幹事の忘年会

⑭ 「飲み会」を科学して選び抜いた11種類の成分を配合！

2. 申入れの理由

カンゾコーワには、肝臓加水分解物やウコン抽出物等の成分が含まれていますが、それらの成分を摂取したとしても、アルコールが分解されたり、二日酔いが防止・緩和されたりすることはないと考えられます。とすれば、消費者がカンゾコーワを摂取したとしても、アルコールが分解される、二日酔いが防止・緩和されるといった効果・効能を得られるわけではないこととなります。

しかしながら、カンゾコーワの製品の外観、カンゾコーワのCM、貴社のウェブサイトにおいては、申入れの趣旨で指摘した、「『飲み会』を科学する11種類の成分」「医薬品メーカーが飲み会を科学しました」「飲むぞ！行くぞ！K a n z o！」などの「飲み会」に関連した表示が多数なされています（以下、申入れの趣旨において指摘した各表示を「本件各表示」といいます。）。

一般に、「飲み会」とは、「何人かの者が酒をくみかわして楽しむ会。」（新村出編『広辞苑（第七版）』2293頁、岩波書店、平成30年）などと定義され、消費者が「飲み会」という表示を目にすれば、アルコールを摂取することを主な目的とした集まりを連想することがほとんどであると考えられます。そして、本件各表示は、消費者をして、あたかもカンゾコーワが、アルコール摂取を主な目的とする「飲み会」に参加する人にとって特にメリットがあるかのような印象を抱かせるものです。

この点、これから「飲み会」に参加しようとする消費者や「飲み会」に参加した後の消費者が、栄養ドリンク等の購入を検討する際には、「アルコールによる身体へのダメージを緩和したい」、「二日酔いを防止・緩和したい」といった関心を抱いていることが多いといえます。こうした消費者の関心を踏まえれば、本件各表示を見た消費者は、カンゾコーワには、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能があると誤認する可能性が高いと考えられます。

とすれば、本件各表示は、カンゾコーワについて、実際には、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能が無いにもかかわらず、一般消費者にそうした効果・効能があると思わせるものであり、「実際のもの…よりも著しく優良であると誤認される表示」（不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号）に該当します。

よって、当団体は、不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号に基づき、貴社に対し、申入れを行います。

以上